

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社根本商事
法人番号： 6050001026257
住 所： 茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘6丁目9番地2
- 指名停止措置期間： 令和4年7月20日から令和4年10月19日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 全国
- 事実概要：

株式会社根本商事は、当院発注の「NAS外11点」(オープンカウンター方式:令和4年6月8日付契約)を受注したが、見積書記載金額の誤りにより当該業者の意図した金額よりも低額での契約となったとの理由で、令和4年6月13日付けで契約解除願を提出した。これを受けて当院では令和4年6月16日付けで当該業者との契約を解除した。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社根本商事の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)